

令和2年4月24日

第34回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和2年4月24日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第34回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 下舘孝三これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	国重実
〃	3番	金子秋雄
〃	4番	有田均
〃	5番	川合一
〃	6番	山本秀弘
〃	7番	石岡渡
〃	8番	細山正己
〃	9番	井川和彦
〃	10番	村尾哲郎
〃	11番	落雅美
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	中岡博晃
〃	14番	新藤修
〃	15番	村井貞治
〃	16番	下舘孝三

3. 本日、この会議に欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	野呂栄二
------	----	------

4. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	水野貴司
	事務局次長兼農地係長	清水光弘

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

（開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分）

議長 定刻になりましたので、只今から第 3 4 回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、15 名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 10 条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、1 番・野呂委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第 30 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 10 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、報告 1 件、議案 2 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。

一同 （議長指名）

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

4 番・有田委員、12 番・曾我委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

報告第 1 号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

清水次長 ただ今、上程されました、報告第 1 号につきまして朗読・説明させていただきます。

報告第 1 号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。

令和 2 年 4 月 1 日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免発令したので報告する。

令和 2 年 4 月 24 日提出、余市町農業委員会会長 下館孝三。

記、職氏名、主任、松原厚子、農業委員会発令事項、再任用の任期を令和 3 年 3 月 31 日まで更新する。

以上、報告第 1 号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてご報告いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承ります。

一同 異議なし

議長 ご異議が無いようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

清水次長 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和2年4月24日提出、余市町農業委員会会長 下館孝三。

申請番号1番 申請人住所氏名、貸主、■■町■■町■■番地、■■■■、借主、■■町■■町■■番地、■■■■、申請農地、■■町■■番■■、地目、公簿、現況とも、畑、面積■■■■■m²外■■筆、合計■■筆■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年4月9日、村井委員、石岡委員、落委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、経営規模を縮小するため、所有農地の一部を貸付けるもの、借主、経営規模拡大のため、借受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、6ページに記載してございます。

5ページをお開き願います。

続きまして、申請番号2番 申請人住所氏名、貸主、■■町■■町■■番地、■■■■、借主、■■町■■町■■番地、■■■■、申請農地、■■町■■番■■、地目、公簿、現況とも、畑、面積■■■■■m²外■■筆、合計■■筆■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年4月9日、落委員、石岡委員、村井委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、経営規模を縮小するため、所有農地の一部を貸付けるもの、借主、経営規模拡大のため、農地を借受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、7ページに記載してございます。

続きまして、申請番号3番 申請人住所氏名、貸主、■■町■■町■■番地、■■■■、借主、■■町■■町■■番地、■■■■、申請農地、■■町■■番■■、地目、公簿、現況とも、畑、面積■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年4月9日、落委員、石岡委員、村井委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、経営規模を縮小するため、所有農地の一部を貸

付けるもの、借主、経営規模拡大のため、農地を借受けるものでございます。
農地法第3条調査書につきましては、8ページに記載してございます。

申請番号1番の補足説明をいたします。

借主の■■■さんにおいては母親、兄と3人で営農を行っており、経営規模を拡大するため農地を借受けるものでございます。

賃借後については、トウキビ、南瓜の栽培を行うものと伺っております。

申請番号2、3番の補足説明といたしましては、貸主の■■■さんは、経営規模を縮小するものであり、借主の■■■さんにおいては妻、農業後継者の息子と3人で営農を行っており、経営規模を拡大するため農地を借受けるものでございます。

賃貸後については、■■■さんが栽培している桜桃を引き続き栽培するものと伺っております。

以上3件の申請でございます。

申請番号1番から3番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、法の許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連いたしまして、申請番号1番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
15番 村井委員。

15番 申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、4月9日、事務局を含め、石岡委員、落委員と私くしの3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も、機械の能力・農作業に従事する状況等からみて、農地を効率的に利用すると見込まれますので、調査委員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号2番につきまして、同じく現地調査を行いました、地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
11番 落委員。

11番 申請番号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、4月9日、事務局を含め、石岡委員、村井委員と私くしの3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番については、経営規模を縮小する貸主と、経営規模を拡大する借主との間で賃貸借の合意に至り本申請を行ったものです。

調査の結果、申請番号2番については、取得後も、機械の能力・農作業に

従事する状況等からみて、農地を効率的に利用すると見込まれますので、調査委員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議 長 続きまして申請番号3番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 落委員。

11番 申請番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、4月9日、事務局を含め、石岡委員、村井委員と私くしの3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号3番については、経営規模を縮小する貸主と、経営規模を拡大する借主との間で賃貸借の合意に至り本申請を行ったものです。

調査の結果、申請番号3番については、取得後も、機械の能力・農作業に従事する状況等からみて、農地を効率的に利用すると見込まれますので、調査委員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、申請番号3番につきましては、申請のとおり

議 長 ご異議がないようですので、申請番号 2 番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申しあげました案件は、全て終了いたしましたので、第 3 4 回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後 1 時 4 7 分)

(本会議所要時間 1 7 分)

この議事録は相違ないことを認め、署名捺印する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 4 番

議事録署名委員 余市町農業委員 1 2 番